

推進体制

第4章

第4章 推進体制

1 多様な主体との連携・協働

県民の思いや願いを施策に活かし、多様なニーズに対応するためには、地域団体やNPO、事業者等の様々な主体がもつ特性を活かし、それぞれの自主性や主体性を尊重しながら、協働の視点からの取組を進めることが、今後より一層必要となってきます。また、地域の男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター（「G-NETしが」）では、地域の課題解決のための実践的な取組について、様々な活動団体が連携・協働を進めていくための活動の核としての役割も求められており、団体間の連携・協働のコーディネート機能を充実していくことが重要です。

計画を推進するに当たっては、計画の内容をよりわかりやすく示しながら、この計画に対する県民の理解を深め、共に行動していくため、対話を重視し、共感をもって互いの取組を進めていきます。

(1) 県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働

- ① 県民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場・地域などあらゆる場を通して、身近なところから主体的・積極的に取り組むよう働きかけます。
- ② 事業者が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組まれるよう、事業者の知恵を活かすなど連携しながら働きかけを進めます。
- ③ 県民・地域団体・NPO・事業者・大学等への情報提供や情報交換等を進め、自主的活動と相互連携を支援します。
- ④ 県民・地域団体・NPO・事業者・大学等との連携・協働を強化し、地域の取組の支援や意識啓発など男女共同参画推進の取組を進めます。

(2) 男女共同参画センター（「G-NETしが」）を核とした多様な主体との連携

- ① 地域団体・NPO・事業者・大学等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場の提供などネットワークづくりを支援するとともに、交流や協働を希望する多様な主体間のコーディネート機能を強化します。
- ② 県内の男女共同関連施設や市民活動支援施設等とのネットワークの構築と相互連携を進めます。

2 県の推進方策

県行政において、男女共同参画をめぐる、県政のあらゆる分野にまたがる課題に、整合性をもって、総合的かつ効果的に対処するためには、部局の枠組を超えて、横のつながりを強化して取り組んでいくことが必要です。女性の参画拡大についても、行政が率先して進めることにより、事業者や民間団体等における女性の意思決定への参画や管理職等への登用などが進むと考えられ、県としても他に先駆け取り組んでいく必要があります。

また、県と市町がそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことが必要であり、県は、住民にとってより身近な市町において、それぞれの地域の実情に応じた取組が進むよう支援していくことが重要です。それとともに、国の動向を正確に把握し、情報共有をしながら県の施策に効果的に反映させていくことが求められています。

男女共同参画センター（「G-NETしが」）においては、男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、県民、事業者、地域団体、NPO、大学等および市町の取組が一層促進されるよう機能をより充実させる必要があります。

(1) 庁内における推進体制の充実

- ① 県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するために、「滋賀県男女共同参画推進本部」を活用し、庁内関係各課の一層の連携を図ります。
- ② 県の施策を推進するための調査審議機関として、公募委員を始め学識経験者等の委員で構成する「滋賀県男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況の確認等を実施します。
- ③ 県の施策において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入し、推進します。
- ④ 本計画に基づく施策の推進にあたっては、進捗状況を把握するため県民にわかりやすい目標値を設定し、各年の状況を公表するとともに、施策の推進状況について、年次報告として県民に広く情報提供を行います。
- ⑤ 計画を実効性のあるものとするため、施策の企画・立案、実施後の状況について、わかりやすい評価方法を導入し、よりよい施策の実施につなげます。
- ⑥ 男女共同参画施策や男女共同参画の推進に影響すると考えられる施策等についての苦情の申出に適切に対処します。
- ⑦ 県が他の事業者の模範となるよう、庁内各課に男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画の視点に立った職場環境づくりや職場研修を通じ、職員の意識啓発を行うとともに、平素の業務に男女共同参画の視点を定着させます。
- ⑧ 男女共同参画を取り巻く国内外の状況や情報を収集、提供するとともに、県における状況や意識に関する定期的な調査や課題についての調査・研究を行います。

(2) 国・市町との連携

- ① 国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組も踏まえつつ、関連施策を含めた施策の効果的な推進を図ります。
- ② 地域の特色を踏まえた基本計画の策定を働きかけるとともに、計画に基づいて男女共同参画施策や職員研修、住民への意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、市町を支援します。
- ③ 市町との連携を強化しながら、普及啓発事業等の取組を進めます。

(3) 男女共同参画センター（「G-NETしが」）の機能充実

- ① 社会のあらゆる分野にチャレンジしようとする女性の活躍を支援するとともに、関係機関による支援ネットワークの充実を図ります。
- ② 多様な学習機会を提供するとともに、地域における指導者の育成や資質向上を図るための取組の充実、地域団体やNPOなどにおける男女共同参画の視点をもって活躍する人材の育成に努めます。
- ③ NPO等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場の提供などネットワークづくりを支援するとともに、団体の育成に努め、協働による取組を進めます。
- ④ 地域団体・NPO・事業者・大学等の多様な主体との連携・協働を進めるとともに、交流や協働を希望する多様な主体間のコーディネート機能を強化します。
- ⑤ 県内外の様々な取組や活動に関する情報の集約と、情報収集のためのネットワークづくりを進めます。また、図書・資料室の機能を充実するとともに、ホームページや情報誌等の様々な媒体を活用して、県民等が必要とする情報の提供を行います。
- ⑥ 男女共同参画に関する相談事業の充実に向けて、市町や関係機関との連携強化に努めるとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。